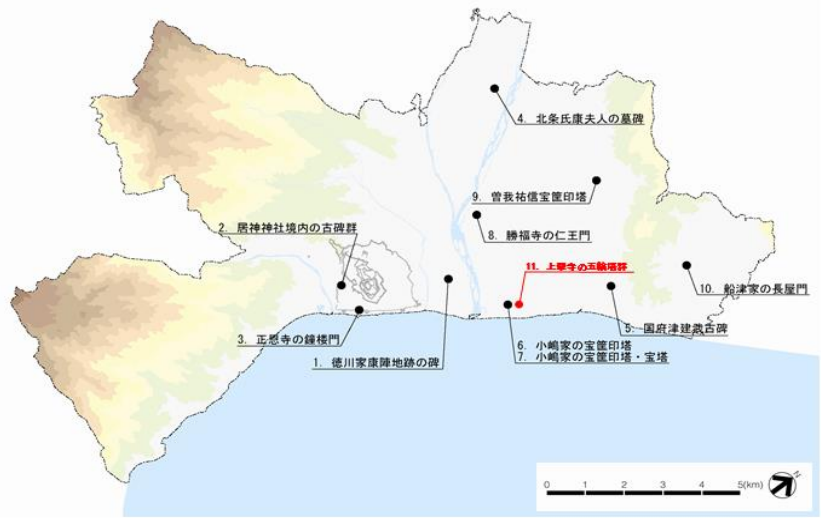
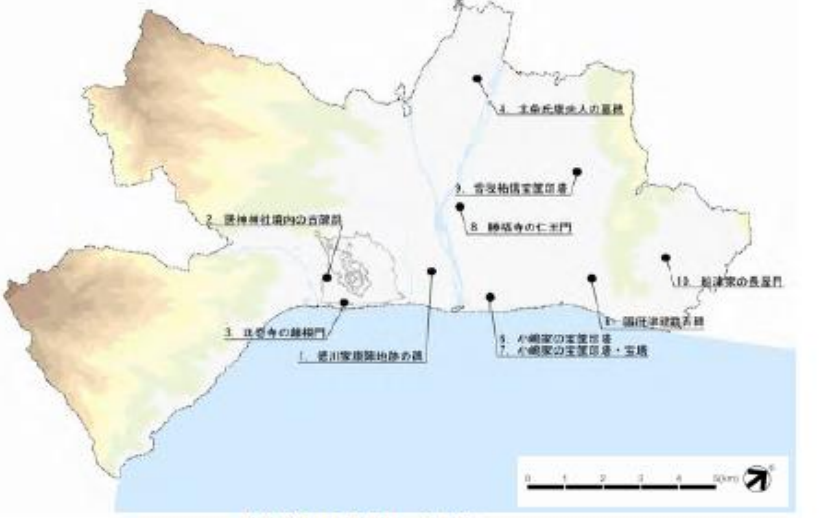


■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																														
<p>(P.42)</p> <p>4 文化財の分布状況</p> <p>小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は 5 件あり、史跡が 3 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 1 件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。</p> <p>また、小田原城下を中心に建造物を対象として、16 件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。</p> <p>県指定文化財については、建造物 5 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財については、建造物 10 件、史跡 11 件、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 3 件、天然記念物 21 件、歴史資料 17 件が指定を受けている。</p> <p>なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。</p> <p style="text-align: center;">指定文化財件数 (令和元年 6 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>史跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>115</td> <td>16</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財	絵画	1	2	9	12	彫刻	2	7	4	13	工芸品	-	1	6	7	古文書	-	-	25	25	考古資料	-	1	4	5	歴史資料	-	1	17	18	建造物	-	5	11	16	32	民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	4	4	無形民俗文化財	1	2	3	6	記念物	史跡	3	1	11	15	天然記念物	1	4	21	26	合計	8	24	115	16	163	<p>(P.42)</p> <p>4 文化財の分布状況</p> <p>小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は 5 件あり、史跡が 3 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 1 件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。</p> <p>また、小田原城下を中心に建造物を対象として、16 件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。</p> <p>県指定文化財については、建造物 5 件、史跡 1 件、無形民俗文化財 2 件、天然記念物 4 件が指定を受けている。</p> <p>市指定文化財については、建造物 10 件、史跡 11 件、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 3 件、天然記念物 21 件、歴史資料 17 件が指定を受けている。</p> <p>なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。</p> <p style="text-align: center;">指定文化財件数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>市指定</th> <th>国登録</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形民俗文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記念物</td> <td>史跡</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>24</td> <td>112</td> <td>16</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table>	類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計	有形文化財	絵画	1	2	8	11	彫刻	2	7	4	13	工芸品	-	1	6	7	古文書	-	-	24	24	考古資料	-	1	4	5	歴史資料	-	1	17	18	建造物	-	5	10	16	31	民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	4	4	無形民俗文化財	1	2	3	6	記念物	史跡	3	1	11	15	天然記念物	1	4	21	26	合計	8	24	112	16	160
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																										
有形文化財	絵画	1	2	9	12																																																																																																																																										
	彫刻	2	7	4	13																																																																																																																																										
	工芸品	-	1	6	7																																																																																																																																										
	古文書	-	-	25	25																																																																																																																																										
	考古資料	-	1	4	5																																																																																																																																										
	歴史資料	-	1	17	18																																																																																																																																										
	建造物	-	5	11	16	32																																																																																																																																									
民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	4	4																																																																																																																																										
	無形民俗文化財	1	2	3	6																																																																																																																																										
記念物	史跡	3	1	11	15																																																																																																																																										
	天然記念物	1	4	21	26																																																																																																																																										
合計	8	24	115	16	163																																																																																																																																										
類型	国指定	県指定	市指定	国登録	合計																																																																																																																																										
有形文化財	絵画	1	2	8	11																																																																																																																																										
	彫刻	2	7	4	13																																																																																																																																										
	工芸品	-	1	6	7																																																																																																																																										
	古文書	-	-	24	24																																																																																																																																										
	考古資料	-	1	4	5																																																																																																																																										
	歴史資料	-	1	17	18																																																																																																																																										
	建造物	-	5	10	16	31																																																																																																																																									
民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	4	4																																																																																																																																										
	無形民俗文化財	1	2	3	6																																																																																																																																										
記念物	史跡	3	1	11	15																																																																																																																																										
	天然記念物	1	4	21	26																																																																																																																																										
合計	8	24	112	16	160																																																																																																																																										

■新旧対照表

新	旧																																																																																												
<p>(P.46)</p> <p>(4) 市指定文化財</p>  <p>市指定文化財位置図（建造物）</p> <p>市指定文化財一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>建造物</td> <td>徳川家康陣地跡の碑</td> <td>寿町4-14-15</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建造物</td> <td>居神社境内の古碑群</td> <td>城山4-23-29 居神社</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>建造物</td> <td>正恩寺の鐘樓門</td> <td>本町4-5-7 正恩寺</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>建造物</td> <td>北条氏康夫人の墓碑</td> <td>栢山868 善栄寺</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>建造物</td> <td>国府津建武古碑</td> <td>国府津2038 寶金剛寺</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建造物</td> <td>小嶋家の宝篋印塔</td> <td>酒匂2-41-37 大見寺</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>建造物</td> <td>小嶋家の宝篋印塔・宝塔</td> <td>酒匂2-41-37 大見寺</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建造物</td> <td>勝福寺の仁王門</td> <td>飯泉1161 勝福寺</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>建造物</td> <td>曾我祐信宝篋印塔</td> <td>曾我谷津1159-イ-2</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>建造物</td> <td>船津家の長屋門</td> <td>小船139 船津家</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>建造物</td> <td>上鞆寺の五輪塔群</td> <td>酒匂2-44-27 上鞆寺</td> </tr> </tbody> </table>	No.	種別	名称	所在地	1	建造物	徳川家康陣地跡の碑	寿町4-14-15	2	建造物	居神社境内の古碑群	城山4-23-29 居神社	3	建造物	正恩寺の鐘樓門	本町4-5-7 正恩寺	4	建造物	北条氏康夫人の墓碑	栢山868 善栄寺	5	建造物	国府津建武古碑	国府津2038 寶金剛寺	6	建造物	小嶋家の宝篋印塔	酒匂2-41-37 大見寺	7	建造物	小嶋家の宝篋印塔・宝塔	酒匂2-41-37 大見寺	8	建造物	勝福寺の仁王門	飯泉1161 勝福寺	9	建造物	曾我祐信宝篋印塔	曾我谷津1159-イ-2	10	建造物	船津家の長屋門	小船139 船津家	11	建造物	上鞆寺の五輪塔群	酒匂2-44-27 上鞆寺	<p>(P.46)</p> <p>(4) 市指定文化財</p>  <p>市指定文化財位置図（建造物）</p> <p>市指定文化財一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>建造物</td> <td>徳川家康陣地跡の碑</td> <td>寿町4-14-15</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建造物</td> <td>居神社境内の古碑群</td> <td>城山4-23-29 居神社</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>建造物</td> <td>正恩寺の鐘樓門</td> <td>本町4-5-7 正恩寺</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>建造物</td> <td>北条氏康夫人の墓碑</td> <td>栢山868 善栄寺</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>建造物</td> <td>国府津建武古碑</td> <td>国府津2038 寶金剛寺</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建造物</td> <td>小嶋家の宝篋印塔</td> <td>酒匂2-41-37 大見寺</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>建造物</td> <td>小嶋家の宝篋印塔・宝塔</td> <td>酒匂2-41-37 大見寺</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建造物</td> <td>勝福寺の仁王門</td> <td>飯泉1161 勝福寺</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>建造物</td> <td>曾我祐信宝篋印塔</td> <td>曾我谷津1159-イ-2</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>建造物</td> <td>船津家の長屋門</td> <td>小船139 船津家</td> </tr> </tbody> </table>	No.	種別	名称	所在地	1	建造物	徳川家康陣地跡の碑	寿町4-14-15	2	建造物	居神社境内の古碑群	城山4-23-29 居神社	3	建造物	正恩寺の鐘樓門	本町4-5-7 正恩寺	4	建造物	北条氏康夫人の墓碑	栢山868 善栄寺	5	建造物	国府津建武古碑	国府津2038 寶金剛寺	6	建造物	小嶋家の宝篋印塔	酒匂2-41-37 大見寺	7	建造物	小嶋家の宝篋印塔・宝塔	酒匂2-41-37 大見寺	8	建造物	勝福寺の仁王門	飯泉1161 勝福寺	9	建造物	曾我祐信宝篋印塔	曾我谷津1159-イ-2	10	建造物	船津家の長屋門	小船139 船津家
No.	種別	名称	所在地																																																																																										
1	建造物	徳川家康陣地跡の碑	寿町4-14-15																																																																																										
2	建造物	居神社境内の古碑群	城山4-23-29 居神社																																																																																										
3	建造物	正恩寺の鐘樓門	本町4-5-7 正恩寺																																																																																										
4	建造物	北条氏康夫人の墓碑	栢山868 善栄寺																																																																																										
5	建造物	国府津建武古碑	国府津2038 寶金剛寺																																																																																										
6	建造物	小嶋家の宝篋印塔	酒匂2-41-37 大見寺																																																																																										
7	建造物	小嶋家の宝篋印塔・宝塔	酒匂2-41-37 大見寺																																																																																										
8	建造物	勝福寺の仁王門	飯泉1161 勝福寺																																																																																										
9	建造物	曾我祐信宝篋印塔	曾我谷津1159-イ-2																																																																																										
10	建造物	船津家の長屋門	小船139 船津家																																																																																										
11	建造物	上鞆寺の五輪塔群	酒匂2-44-27 上鞆寺																																																																																										
No.	種別	名称	所在地																																																																																										
1	建造物	徳川家康陣地跡の碑	寿町4-14-15																																																																																										
2	建造物	居神社境内の古碑群	城山4-23-29 居神社																																																																																										
3	建造物	正恩寺の鐘樓門	本町4-5-7 正恩寺																																																																																										
4	建造物	北条氏康夫人の墓碑	栢山868 善栄寺																																																																																										
5	建造物	国府津建武古碑	国府津2038 寶金剛寺																																																																																										
6	建造物	小嶋家の宝篋印塔	酒匂2-41-37 大見寺																																																																																										
7	建造物	小嶋家の宝篋印塔・宝塔	酒匂2-41-37 大見寺																																																																																										
8	建造物	勝福寺の仁王門	飯泉1161 勝福寺																																																																																										
9	建造物	曾我祐信宝篋印塔	曾我谷津1159-イ-2																																																																																										
10	建造物	船津家の長屋門	小船139 船津家																																																																																										

■新旧対照表

新	旧																				
<p>(P.101)</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携</p> <p>(1) 都市計画との連携</p> <p>本計画における重点区域はすべて都市計画区域内であり、北側の総構の一部が市街化調整区域に指定されている以外は全て市街化区域内にある。また、総構の丘陵部を中心とする城山地区や小田原城の三の丸地区、相模湾に面した海岸地区の一部は、風致地区に指定されている。さらに、江戸時代の大手筋に当たり、お堀に面した三の丸地区では、地区計画によって、遊戯施設や風俗施設等の立地を規制し、三の丸地区にふさわしい土地利用を誘導している。なお、都市計画道路については、「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」に基づいた見直しも進められている。</p> <p>市街化区域内（用途地域で建築物の高さ制限10mを定めている第1種低層住居専用地域を除く）は、全て建築物の最高限度を定めた高度地区を決定しており、重点区域のうち八幡山古郭の住宅地は、第一種高度地区として12mの制限を行い、二の丸に面したお堀端通り（市道0003）東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、景観形成に配慮している。</p> <p>なお、総合設計制度を用いる場合、高度地区の適用を緩和する規定があるが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、全国的にも珍しい運用を行っている。</p> <p>今後とも、都市計画制度等を積極的に活用し、重点区域として相応しい良好な市街地環境の形成を進めるものである。</p> <p>●地域地区等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区等</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域</td> <td>商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域</td> </tr> <tr> <td>風致地区</td> <td>城山地区、小田原城址、海岸地区</td> </tr> <tr> <td>地区計画</td> <td>三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>中央公園（小田原城址公園、城山公園）</td> </tr> </tbody> </table>	地域地区等	内容等	用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域	風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区	地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区	公園	中央公園（小田原城址公園、城山公園）	<p>(P.101)</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携</p> <p>(1) 都市計画との連携</p> <p>本計画における重点区域はすべて都市計画区域内であり、北側の総構の一部が市街化調整区域に指定されている以外は全て市街化区域内にある。また、総構の丘陵部を中心とする城山地区や小田原城の三の丸地区、相模湾に面した海岸地区の一部は、風致地区に指定されている。さらに、江戸時代の大手筋に当たり、お堀に面した三の丸地区では、地区計画によって、遊戯施設や風俗施設等の立地を規制し、三の丸地区にふさわしい土地利用を誘導している。なお、都市計画道路については、「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」に基づいた見直しも進められている。</p> <p>市街化区域内（用途地域で建築物の高さ制限10mを定めている第1種低層住居専用地域を除く）は、全て建築物の最高限度を定めた高度地区を決定しており、重点区域のうち八幡山古郭の住宅地は、第一種高度地区として12mの制限を行い、二の丸に面したお堀端通り（市道0003）東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、景観形成に配慮している。</p> <p>なお、総合設計制度を用いる場合、高度地区の適用を緩和する規定があるが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、全国的にも珍しい運用を行っている。</p> <p>今後とも、都市計画制度等を積極的に活用し、重点区域として相応しい良好な市街地環境の形成を進めるものである。</p> <p>●地域地区等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域地区等</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途地域</td> <td>商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域</td> </tr> <tr> <td>風致地区</td> <td>城山地区、小田原城址、海岸地区</td> </tr> <tr> <td>地区計画</td> <td>三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>中央公園（小田原城址公園、城山公園）</td> </tr> </tbody> </table>	地域地区等	内容等	用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域	風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区	地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区	公園	中央公園（小田原城址公園、城山公園）
地域地区等	内容等																				
用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域																				
風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区																				
地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区																				
公園	中央公園（小田原城址公園、城山公園）																				
地域地区等	内容等																				
用途地域	商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域																				
風致地区	城山地区、小田原城址、海岸地区																				
地区計画	三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区																				
公園	中央公園（小田原城址公園、城山公園）																				

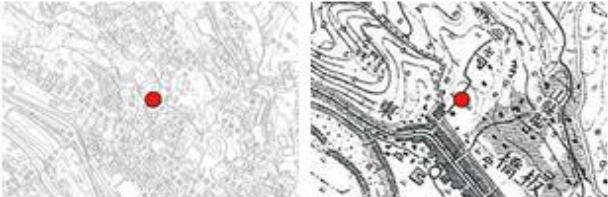
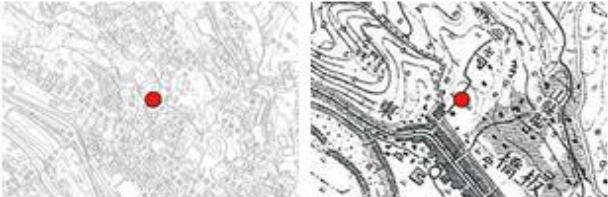
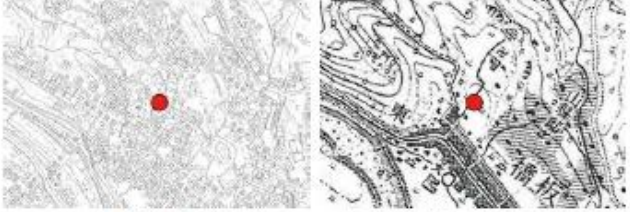
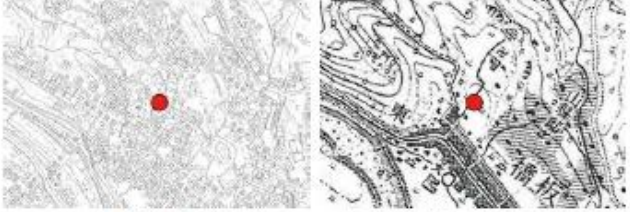
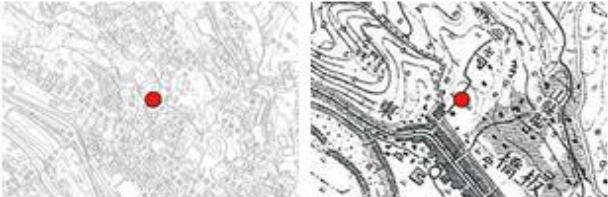
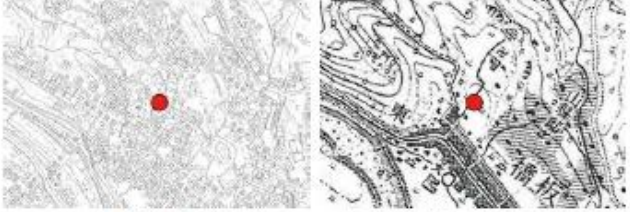
■新旧対照表

新	旧
<p>(P.117)</p> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用</p> <p>(1) 全市に関する方針</p> <p>ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定8件、県指定24件、市指定115件、合計147件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として16件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。</p> <p>一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が存在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。</p> <p>その活用に際しては行政だけではなく、建造物の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が主体的な役割を担うことが重要であることから、市はそれら文化財を管理する個人・団体との連携を密にし、管理団体等の市民が活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民一人一人が小田原の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にすることを育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。</p> <p>なお、指定等文化財の活用に当たっては、文化財保護法等の法令の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないように配慮するものとする。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財である「建造物」と「史跡」、「無形文化財等」について、種別ごとに文化財保護法等における既存の保存施策等の現状を踏まえるとともに、今後の歴史まちづくりにおける活用の方針を定める。</p> <p>《建造物》</p> <p>建造物のうち、市所有のものについては国登録有形文化財として原則公開されており、そのうちの一部の建造物は、管理する市民団体等により活用が図られ、市民・来訪者に小田原の歴史に触れる機会を提供しているものもある。</p> <p>こうした取り組みを今後とも進めていくためには、管理団体等と歴史的風致の維持向上に寄与する活用のあり方について連携して検討を進めていく必要がある。</p>	<p>(P.117)</p> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用</p> <p>(1) 全市に関する方針</p> <p>ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針</p> <p>本市には、国指定8件、県指定24件、市指定112件、合計144件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として16件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。</p> <p>一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が存在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。</p> <p>その活用に際しては行政だけではなく、建造物の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が主体的な役割を担うことが重要であることから、市はそれら文化財を管理する個人・団体との連携を密にし、管理団体等の市民が活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民一人一人が小田原の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にすることを育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。</p> <p>なお、指定等文化財の活用に当たっては、文化財保護法等の法令の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないように配慮するものとする。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財である「建造物」と「史跡」、「無形文化財等」について、種別ごとに文化財保護法等における既存の保存施策等の現状を踏まえるとともに、今後の歴史まちづくりにおける活用の方針を定める。</p> <p>《建造物》</p> <p>建造物のうち、市所有のものについては国登録有形文化財として原則公開されており、そのうちの一部の建造物は、管理する市民団体等により活用が図られ、市民・来訪者に小田原の歴史に触れる機会を提供しているものもある。</p> <p>こうした取り組みを今後とも進めていくためには、管理団体等と歴史的風致の維持向上に寄与する活用のあり方について連携して検討を進めていく必要がある。</p>

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P.131)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>1. 清閑亭保存整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)、地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町一丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理工を実施する。     事業位置図 文久園における事業位置 清閑亭の現状 </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</td> </tr> </table>	事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)、地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	南町一丁目	事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理工を実施する。     事業位置図 文久園における事業位置 清閑亭の現状	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>1. 清閑亭保存整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)・地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町一丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理工を実施する。     事業位置図 文久園における事業位置 清閑亭の現状 </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</td> </tr> </table>	事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)・地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	南町一丁目	事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理工を実施する。     事業位置図 文久園における事業位置 清閑亭の現状	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。
事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)、地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～令和2年度																												
事業位置	南町一丁目																												
事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理工を実施する。     事業位置図 文久園における事業位置 清閑亭の現状																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。																												
事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業(暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業)・地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成32年度																												
事業位置	南町一丁目																												
事業概要	土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理工を実施する。     事業位置図 文久園における事業位置 清閑亭の現状																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭はNPO法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。																												

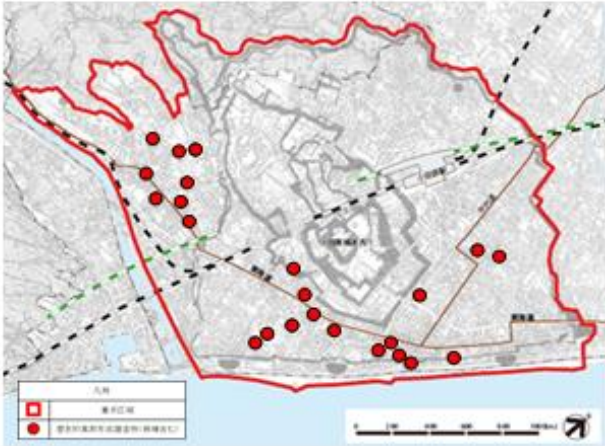
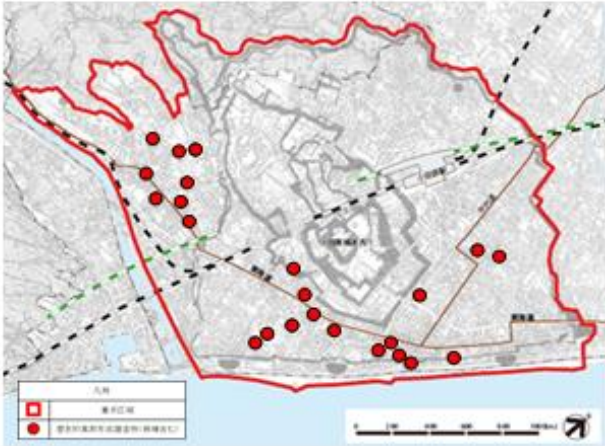
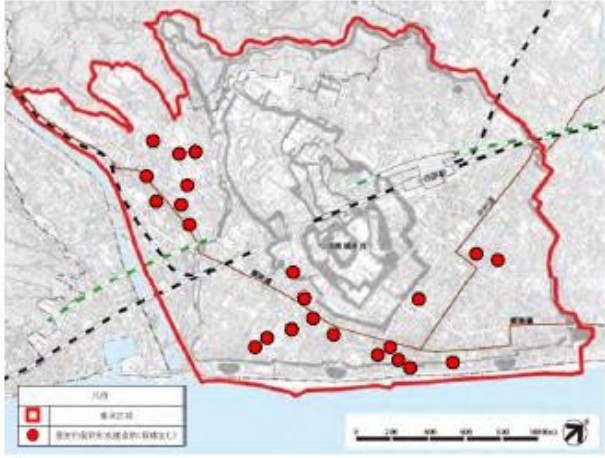
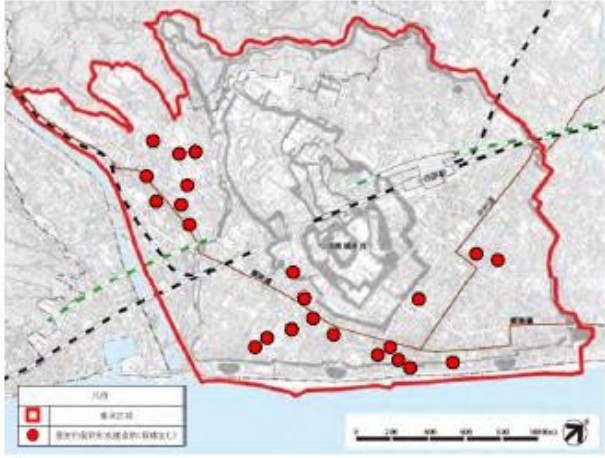
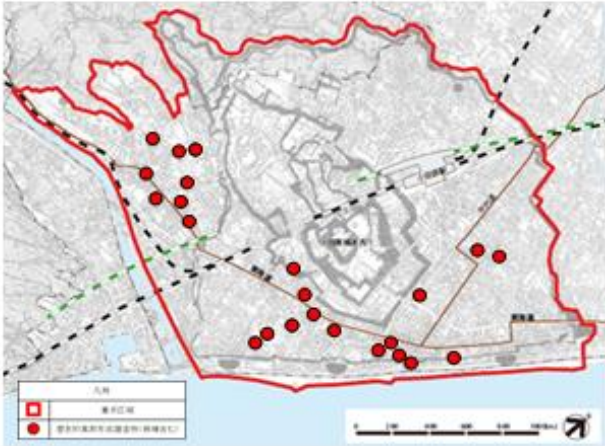
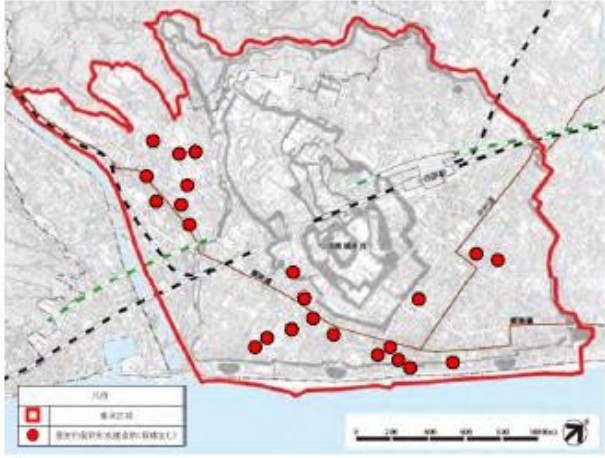
■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P.132)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>2. 松永記念館整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>   </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p> </td> </tr> </table>	事業名	2. 松永記念館整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	板橋	事業概要	<p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>	<p>(P.132)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>2. 松永記念館整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>   </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p> </td> </tr> </table>	事業名	2. 松永記念館整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	板橋	事業概要	<p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>
事業名	2. 松永記念館整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～令和2年度																												
事業位置	板橋																												
事業概要	<p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>																												
事業名	2. 松永記念館整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成23年度～平成32年度																												
事業位置	板橋																												
事業概要	<p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>																												













■新旧対照表

新		旧																											
(P.133)		(P.133)																											
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>3. 皆春荘整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 皆春荘（主屋） 皆春荘（門） </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。 周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成30年度～令和2年度	事業位置	板橋	事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 皆春荘（主屋） 皆春荘（門） </div> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。 周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>3. 皆春荘整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 皆春荘（主屋） 皆春荘（門） </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。 周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	板橋	事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 皆春荘（主屋） 皆春荘（門） </div> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。 周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。
事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～令和2年度																												
事業位置	板橋																												
事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 皆春荘（主屋） 皆春荘（門） </div> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。 周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。																												
事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～平成32年度																												
事業位置	板橋																												
事業概要	皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。 <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 皆春荘（主屋） 皆春荘（門） </div> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。 周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。																												













■新旧対照表

新		旧																											
(P.134)		(P.134)																											
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>4. 歴史的風致形成建築物等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建築物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建築物などの歴史的建築物を調査し、歴史的風致形成建築物に指定するとともに、建築物の修理・復原に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建築物指定候補位置図</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>重点区域内にある歴史的建築物を対象に、歴史的風致形成建築物に指定し、建築物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建築物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p> </td> </tr> </table>	事業名	4. 歴史的風致形成建築物等整備事業	整備主体	建築物所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）	事業期間	平成25年度～令和2年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建築物などの歴史的建築物を調査し、歴史的風致形成建築物に指定するとともに、建築物の修理・復原に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建築物指定候補位置図</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建築物を対象に、歴史的風致形成建築物に指定し、建築物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建築物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>4. 歴史的風致形成建築物等整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建築物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建築物などの歴史的建築物を調査し、歴史的風致形成建築物に指定するとともに、建築物の修理・復原に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建築物指定候補位置図</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>重点区域内にある歴史的建築物を対象に、歴史的風致形成建築物に指定し、建築物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建築物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p> </td> </tr> </table>	事業名	4. 歴史的風致形成建築物等整備事業	整備主体	建築物所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）	事業期間	平成25年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建築物などの歴史的建築物を調査し、歴史的風致形成建築物に指定するとともに、建築物の修理・復原に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建築物指定候補位置図</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建築物を対象に、歴史的風致形成建築物に指定し、建築物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建築物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p>
事業名	4. 歴史的風致形成建築物等整備事業																												
整備主体	建築物所有者・団体																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）																												
事業期間	平成25年度～令和2年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建築物などの歴史的建築物を調査し、歴史的風致形成建築物に指定するとともに、建築物の修理・復原に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建築物指定候補位置図</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建築物を対象に、歴史的風致形成建築物に指定し、建築物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建築物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p>																												
事業名	4. 歴史的風致形成建築物等整備事業																												
整備主体	建築物所有者・団体																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）																												
事業期間	平成25年度～平成32年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建築物などの歴史的建築物を調査し、歴史的風致形成建築物に指定するとともに、建築物の修理・復原に対する費用を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建築物指定候補位置図</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建築物を対象に、歴史的風致形成建築物に指定し、建築物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建築物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p>																												





■新旧対照表

新		旧																																	
(P.135)	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>城内</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門樹形、平成21年に馬出門樹形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門樹形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図 文久図における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	城内	事業概要	<p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門樹形、平成21年に馬出門樹形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門樹形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p>		<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図 文久図における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	(P.135)	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>城内</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門樹形、平成21年に馬出門樹形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門樹形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図 文久図における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	城内	事業概要	<p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門樹形、平成21年に馬出門樹形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門樹形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p>		<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図 文久図における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業																																		
整備主体	小田原市																																		
支援事業名	馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）																																		
事業期間	平成23年度～令和2年度																																		
事業位置	城内																																		
事業概要	<p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門樹形、平成21年に馬出門樹形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門樹形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p>																																		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図 文久図における事業位置</p>																																		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		
事業名	5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業																																		
整備主体	小田原市																																		
支援事業名	馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）																																		
事業期間	平成23年度～平成32年度																																		
事業位置	城内																																		
事業概要	<p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門樹形、平成21年に馬出門樹形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門樹形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p>																																		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業位置図 文久図における事業位置</p>																																		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																																		

■新旧対照表

新	旧																																
<p>(P.136)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>6. 八幡山古郭・総構整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成24年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>城山</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p>事業位置図</p>  <p>文久図における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</td> </tr> </table>	事業名	6. 八幡山古郭・総構整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成24年度～令和2年度	事業位置	城山	事業概要	平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。		 <p>事業位置図</p>  <p>文久図における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。	<p>(P.136)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>6. 八幡山古郭・総構整備事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成24年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>城山</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p>事業位置図</p>  <p>文久図における事業位置</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</td> </tr> </table>	事業名	6. 八幡山古郭・総構整備事業	整備主体	小田原市	支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成24年度～平成32年度	事業位置	城山	事業概要	平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。		 <p>事業位置図</p>  <p>文久図における事業位置</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。
事業名	6. 八幡山古郭・総構整備事業																																
整備主体	小田原市																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																																
事業期間	平成24年度～令和2年度																																
事業位置	城山																																
事業概要	平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。																																
	 <p>事業位置図</p>  <p>文久図における事業位置</p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。																																
事業名	6. 八幡山古郭・総構整備事業																																
整備主体	小田原市																																
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																																
事業期間	平成24年度～平成32年度																																
事業位置	城山																																
事業概要	平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。																																
	 <p>事業位置図</p>  <p>文久図における事業位置</p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。																																

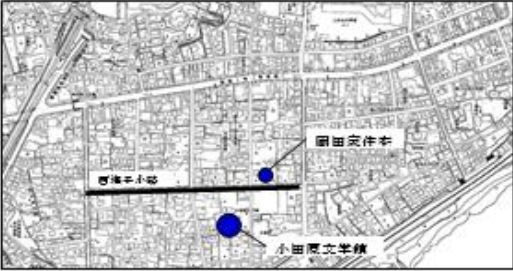


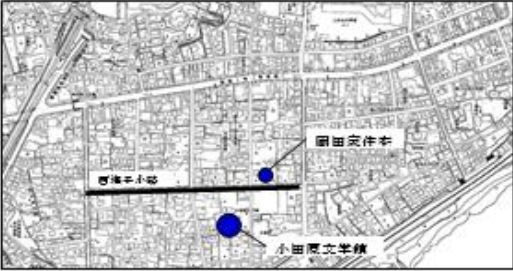








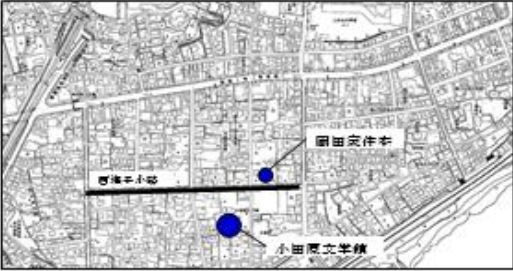





■新旧対照表

新		旧	
(P.137)		(P.137)	
事業名	7. 案内板等整備事業	事業名	7. 案内板等整備事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度	事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	重点区域全域	事業位置	重点区域全域
事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（新）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p>	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図（仮）</p>  <p style="text-align: right;">文久園における事業位置</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を通る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができる。とともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を通る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P.138)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>8. 小田原文学館整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久園における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	8. 小田原文学館整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成25年度～令和2年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久園における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<p>(P.138)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>8. 小田原文学館整備活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久園における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	8. 小田原文学館整備活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成25年度～平成32年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久園における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	8. 小田原文学館整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成25年度～令和2年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久園における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												
事業名	8. 小田原文学館整備活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																												
事業期間	平成25年度～平成32年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久園における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												

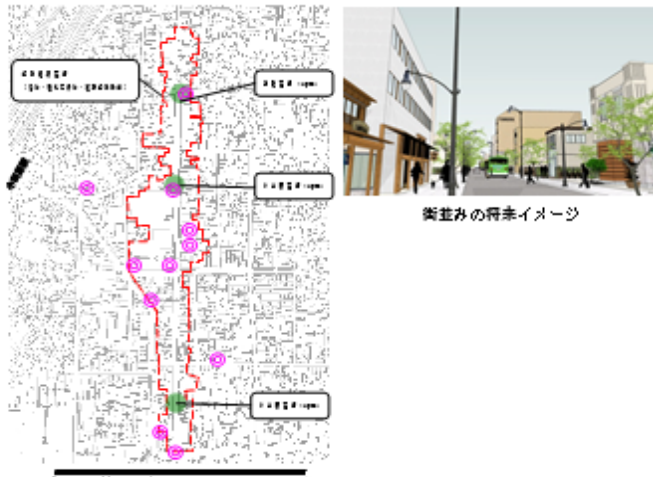
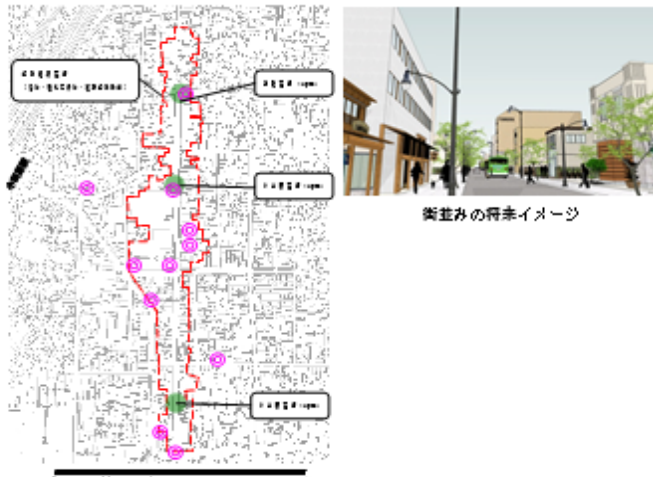


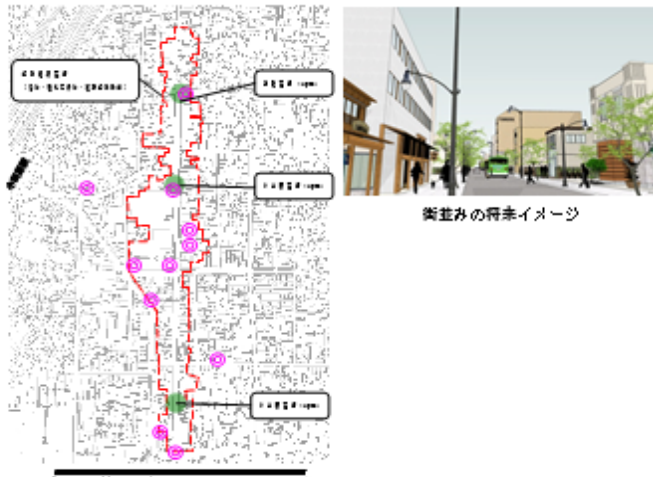

■新旧対照表

新		旧																											
(P.139)		(P.139)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>9. 旧松本剛吉別邸整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>旧松本剛吉別邸を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 岡田家住宅（主屋） 岡田家住宅（茶室） </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	9. 旧松本剛吉別邸整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成30年度～令和2年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>旧松本剛吉別邸を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 岡田家住宅（主屋） 岡田家住宅（茶室） </div> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>南町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 岡田家住宅（主屋） 岡田家住宅（茶室） </div> </div> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	南町二丁目	事業概要	<p>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 岡田家住宅（主屋） 岡田家住宅（茶室） </div> </div>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>
事業名	9. 旧松本剛吉別邸整備保全活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～令和2年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	<p>旧松本剛吉別邸を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 岡田家住宅（主屋） 岡田家住宅（茶室） </div> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																												
事業名	9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保全活用事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～平成32年度																												
事業位置	南町二丁目																												
事業概要	<p>岡田家住宅を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 岡田家住宅（主屋） 岡田家住宅（茶室） </div> </div>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「岡田家住宅（個人所有）」は、昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																												

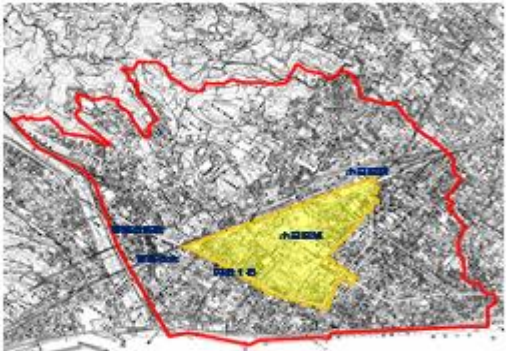

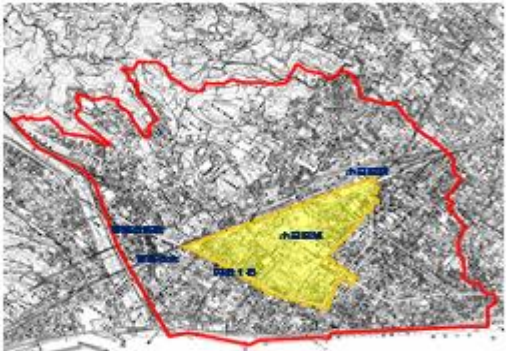

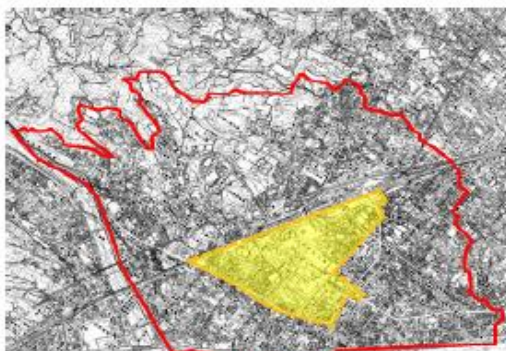

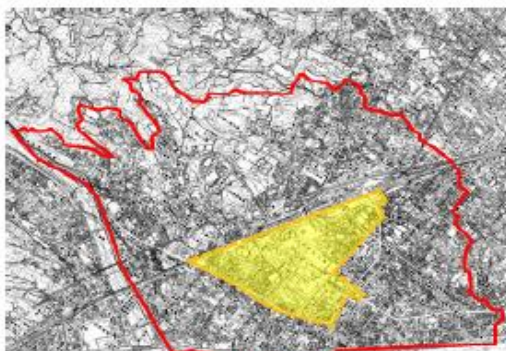

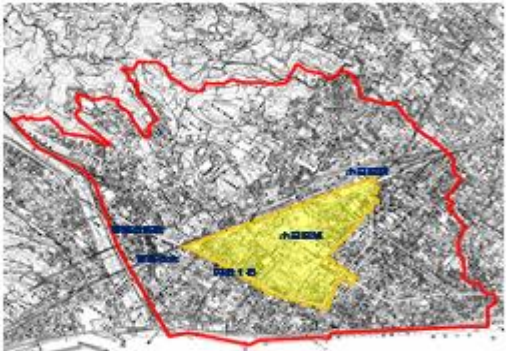

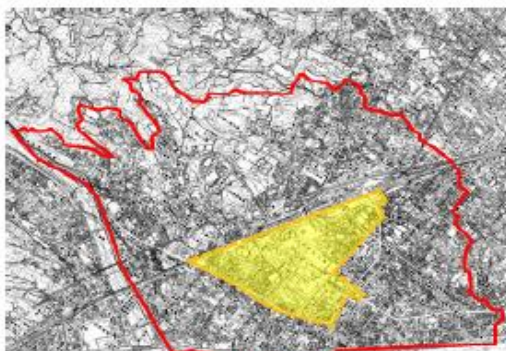

■新旧対照表

新	旧																												
(P.140)	(P.140)																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>10. 国道255号電線類地中化事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>神奈川県</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成22年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国道255号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>□ 区域 ●●● 電線類地中化工事</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>銀座・竹の花周辺地区（国道255号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	10. 国道255号電線類地中化事業	整備主体	神奈川県	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	事業期間	平成22年度～令和2年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目	事業概要	<p>国道255号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>□ 区域 ●●● 電線類地中化工事</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道255号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>10. 国道255号電線類地中化事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>神奈川県</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成22年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>国道255号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>□ 区域 ●●● 電線類地中化工事</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>銀座・竹の花周辺地区（国道255号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	10. 国道255号電線類地中化事業	整備主体	神奈川県	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））	事業期間	平成22年度～平成32年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目	事業概要	<p>国道255号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>□ 区域 ●●● 電線類地中化工事</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道255号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業名	10. 国道255号電線類地中化事業																												
整備主体	神奈川県																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））																												
事業期間	平成22年度～令和2年度																												
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目																												
事業概要	<p>国道255号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>□ 区域 ●●● 電線類地中化工事</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道255号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												
事業名	10. 国道255号電線類地中化事業																												
整備主体	神奈川県																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））																												
事業期間	平成22年度～平成32年度																												
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目																												
事業概要	<p>国道255号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> <p>□ 区域 ●●● 電線類地中化工事</p>																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道255号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																												




■新旧対照表

新	旧																																
(P.141)	(P.141)																																
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>栄町一丁目・栄町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p>街並みの将来イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。		 <p>街並みの将来イメージ</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>栄町一丁目・栄町二丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>  <p>街並みの将来イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目	事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。		 <p>街並みの将来イメージ</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上																																
整備主体	小田原市																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																																
事業期間	平成23年度～令和2年度																																
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																																
事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。																																
	 <p>街並みの将来イメージ</p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																
事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上																																
整備主体	小田原市																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																																
事業期間	平成23年度～平成32年度																																
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目																																
事業概要	銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。																																
	 <p>街並みの将来イメージ</p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																


■新旧対照表

新		旧																											
(P.142)		(P.142)																											
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物等所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>小田原駅前での修景事例</p>  </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業	整備主体	建物等所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～令和2年度	事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目	事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>小田原駅前での修景事例</p> 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物等所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成30年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>小田原駅前での修景事例</p>  </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業	整備主体	建物等所有者・団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目	事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>小田原駅前での修景事例</p> 	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業																												
整備主体	建物等所有者・団体																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～令和2年度																												
事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目																												
事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>小田原駅前での修景事例</p> 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業																												
整備主体	建物等所有者・団体																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																												
事業期間	平成30年度～平成32年度																												
事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目																												
事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p>小田原駅前での修景事例</p> 																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												

■新旧対照表

新		旧																															
(P.143)		(P.143)																															
<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・民間団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成30年度～令和2年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>本町三丁目・浜町三丁目</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。</td></tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <p>小田原かまぼこ通り地区</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">街なみの将来イメージ</p> <p style="text-align: center;">地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～令和2年度	事業位置	本町三丁目・浜町三丁目	事業概要	小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。		<p>小田原かまぼこ通り地区</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">街なみの将来イメージ</p> <p style="text-align: center;">地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・民間団体</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成30年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>本町三丁目・浜町三丁目</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。</td></tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <p>小田原かまぼこ通り地区</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">街なみの将来イメージ</p> <p style="text-align: center;">地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業	事業期間	平成30年度～平成32年度	事業位置	本町三丁目・浜町三丁目	事業概要	小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。		<p>小田原かまぼこ通り地区</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">街なみの将来イメージ</p> <p style="text-align: center;">地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。
事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上																																
整備主体	小田原市・民間団体																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																																
事業期間	平成30年度～令和2年度																																
事業位置	本町三丁目・浜町三丁目																																
事業概要	小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。																																
	<p>小田原かまぼこ通り地区</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">街なみの将来イメージ</p> <p style="text-align: center;">地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。																																
事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上																																
整備主体	小田原市・民間団体																																
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業																																
事業期間	平成30年度～平成32年度																																
事業位置	本町三丁目・浜町三丁目																																
事業概要	小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。																																
	<p>小田原かまぼこ通り地区</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">街なみの将来イメージ</p> <p style="text-align: center;">地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p>																																
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。																																

■新旧対照表

新		旧	
(P.144)		(P.144)	
事業名	14. 小田原用水保全事業	事業名	14. 小田原用水保全事業
整備主体	小田原市	整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成31年度～令和2年度	事業期間	平成31年度～平成32年度
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区	事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区
事業概要	<p>小田原用水（板橋第一排水路）において、用水路の保全（改修）及び用水路脇の道路（市道2367）を景観舗装等に取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現在の様子</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>整備イメージ</p> </div> </div>	<p>小田原用水（板橋第一排水路）において、用水路の保全（改修）及び用水路脇の道路（市道2367）を景観舗装等に取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現在の様子</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>整備イメージ</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>小田原用水は、日本最古の上水道とされ、板橋地区が誇る歴史的風致の1つである。用水路の保全及び道路の景観舗装等を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>小田原用水は、日本最古の上水道とされ、板橋地区が誇る歴史的風致の1つである。用水路の保全及び道路の景観舗装等を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

■新旧対照表

新		旧																																							
(P.145)		(P.145)																																							
<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>15. 市道 0026 横断線地中化事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 31 年度～令和 2 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>箱根板橋駅・南町周辺地区</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。</td></tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在の様子</td> <td style="text-align: center;">整備イメージ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成 31 年度～令和 2 年度	事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区	事業概要	地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。			現在の様子	整備イメージ			事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>15. 市道 0026 横断線地中化事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成 31 年度～平成 32 年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>箱根板橋駅・南町周辺地区</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。</td></tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在の様子</td> <td style="text-align: center;">整備イメージ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> <p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）	事業期間	平成 31 年度～平成 32 年度	事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区	事業概要	地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。			現在の様子	整備イメージ			事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>
事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業																																								
整備主体	小田原市																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）																																								
事業期間	平成 31 年度～令和 2 年度																																								
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区																																								
事業概要	地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。																																								
																																									
現在の様子	整備イメージ																																								
																																									
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																																								
事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業																																								
整備主体	小田原市																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）																																								
事業期間	平成 31 年度～平成 32 年度																																								
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区																																								
事業概要	地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。																																								
																																									
現在の様子	整備イメージ																																								
																																									
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.146)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>16. 祭礼等保存継承事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>保存団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～令和 2 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>17. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 23 年度～令和 2 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	16. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 25 年度～令和 2 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成 23 年度～令和 2 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P.146)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>16. 祭礼等保存継承事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>保存団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 25 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>17. 歴史的風致形成建造物等活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者・団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 23 年度～平成 32 年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	16. 祭礼等保存継承事業	整備主体	保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業	整備主体	建物所有者・団体	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	16. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～令和 2 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～令和 2 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	16. 祭礼等保存継承事業																																																								
整備主体	保存団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成 25 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係る費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業																																																								
整備主体	建物所有者・団体																																																								
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																																																								
事業期間	平成 23 年度～平成 32 年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成 24 年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.147)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>任意団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>19. 街かど博物館活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	19. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P.147)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>任意団体等</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>板橋地区・かまぼこ通り地区</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>19. 街かど博物館活用事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>建物所有者</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ	整備主体	任意団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区	事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	19. 街かど博物館活用事業	整備主体	建物所有者	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～令和2年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	19. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～令和2年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ																																																								
整備主体	任意団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区																																																								
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	19. 街かど博物館活用事業																																																								
整備主体	建物所有者																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.148)</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>20. なりわい交流館活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・民間団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成23年度～令和2年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>伝統的工芸品産業産地組合等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成23年度～令和2年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>小田原市全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	20. なりわい交流館活用事業	整備主体	小田原市・民間団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	重点区域	事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業	整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。	<p>(P.148)</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>20. なりわい交流館活用事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・民間団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成23年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>伝統的工芸品産業産地組合等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成23年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>小田原市全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	20. なりわい交流館活用事業	整備主体	小田原市・民間団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域	事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業	整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。
事業名	20. なりわい交流館活用事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～令和2年度																																																								
事業位置	重点区域																																																								
事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業																																																								
整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～令和2年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	20. なりわい交流館活用事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域																																																								
事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																																																								
事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業																																																								
整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等																																																								
支援事業名	市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	小田原市全域																																																								
事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。																																																								

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P.149)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>22. 小田原散策マップ等作成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>23. レンタサイクル事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・民間団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table>	事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。	事業名	23. レンタサイクル事業	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成23年度～令和2年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。	<p>(P.149)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>22. 小田原散策マップ等作成事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>23. レンタサイクル事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市・民間団体</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成23年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。</td> </tr> </table>	事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業	整備主体	小田原市	支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。	事業名	23. レンタサイクル事業	整備主体	小田原市・民間団体	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成23年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。
事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業																																																								
整備主体	小田原市																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～令和2年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								
事業名	23. レンタサイクル事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体																																																								
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～令和2年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								
事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業																																																								
整備主体	小田原市																																																								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								
事業名	23. レンタサイクル事業																																																								
整備主体	小田原市・民間団体																																																								
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																																																								
事業期間	平成23年度～平成32年度																																																								
事業位置	重点区域全域																																																								
事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。																																																								

■新旧対照表

新		旧	
(P.150)		(P.150)	
事業名	24. 民俗芸能保存支援事業	事業名	24. 民俗芸能保存支援事業
整備主体	保存団体等	整備主体	保存団体等
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度	事業期間	平成23年度～平成32年度
事業位置	小田原市全域	事業位置	小田原市全域
事業概要	民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取り組みを支援する。	事業概要	民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取り組みを支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する民俗芸能は、中心市街地の若年層の減少により、次世代の担い手不足が懸念されている。保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することで、民俗芸能の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する民俗芸能は、中心市街地の若年層の減少により、次世代の担い手不足が懸念されている。保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することで、民俗芸能の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	25. 無形民俗文化財記録作成事業	事業名	25. 無形民俗文化財記録作成事業
整備主体	小田原市・保存団体等	整備主体	小田原市・保存団体等
支援事業名	市単独事業	支援事業名	市単独事業
事業期間	平成26年度～令和2年度	事業期間	平成26年度～平成32年度
事業位置	小田原市全域	事業位置	小田原市全域
事業概要	無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。	事業概要	無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形民俗文化財について調査や記録を実施し、地域の伝統文化伝承への意識を高めることにより、無形文化財等の担い手育成などを促進し、後世に確実に継承することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形民俗文化財について調査や記録を実施し、地域の伝統文化伝承への意識を高めることにより、無形文化財等の担い手育成などを促進し、後世に確実に継承することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新	旧																												
(P.151)	(P.151)																												
<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>26. 文化財の総合的把握・育成支援事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成27年度～令和2年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>小田原市全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成27年度～令和2年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>26. 文化財の総合的把握・育成支援事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成27年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>小田原市全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成27年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業																												
整備主体	小田原市・保存団体等																												
支援事業名	市単独事業																												
事業期間	平成27年度～令和2年度																												
事業位置	小田原市全域																												
事業概要	歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業																												
整備主体	小田原市・保存団体等																												
支援事業名	市単独事業																												
事業期間	平成27年度～平成32年度																												
事業位置	小田原市全域																												
事業概要	歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>27. 伝統行事・伝統文化啓発事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成26年度～令和2年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>小田原市全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成26年度～令和2年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>27. 伝統行事・伝統文化啓発事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>小田原市・保存団体等</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成26年度～平成32年度</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>小田原市全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業	整備主体	小田原市・保存団体等	支援事業名	市単独事業	事業期間	平成26年度～平成32年度	事業位置	小田原市全域	事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業																												
整備主体	小田原市・保存団体等																												
支援事業名	市単独事業																												
事業期間	平成26年度～令和2年度																												
事業位置	小田原市全域																												
事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業																												
整備主体	小田原市・保存団体等																												
支援事業名	市単独事業																												
事業期間	平成26年度～平成32年度																												
事業位置	小田原市全域																												
事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												

■新旧対照表

新	旧																												
(P.152) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>28. 職人育成研修等推進事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> 平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。 また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。 </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> 重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。 </td> </tr> </table>	事業名	28. 職人育成研修等推進事業	整備主体	小田原市	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成28年度～令和2年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。 また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	(P.152) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td>28. 職人育成研修等推進事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>小田原市</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>地方創生推進交付金・市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成28年度～平成32年度</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> 平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。 また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。 </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td> 重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。 </td> </tr> </table>	事業名	28. 職人育成研修等推進事業	整備主体	小田原市	支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業	事業期間	平成28年度～平成32年度	事業位置	重点区域全域	事業概要	平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。 また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	28. 職人育成研修等推進事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成28年度～令和2年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。 また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												
事業名	28. 職人育成研修等推進事業																												
整備主体	小田原市																												
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業																												
事業期間	平成28年度～平成32年度																												
事業位置	重点区域全域																												
事業概要	平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。 また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。																												











■新旧対照表

新						旧					
(P.155)						(P.155)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：3	小田原市	3	小田原文学館本館		南町 2-3-4	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：3	小田原市
4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：4	小田原市	4	小田原文学館別館 (白秋童謡館)		南町 2-3-18	国登録有形文化財 歴史的風致形成建造物 (平成24年10月6日指定) 指定番号：4	小田原市
5	濟生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	国登録有形文化財	民間	5	濟生堂薬局 小西本店店舗		本町 4-2-48	国登録有形文化財	民間
6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有形文化財	民間	6	だるま料理店主屋		本町 2-1-30	国登録有形文化財	民間
7	共寿寺 (旧山月)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	民間	7	山月 (旧共寿寺)		板橋 913	国登録有形文化財 小田原ゆかりの 優れた建造物	民間
8	龍清		本町 3-5-13	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：8	民間	8	龍清		本町 3-5-13	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：8	民間
9	龍常		本町	無	民間	9	龍常		本町	無	民間




■新旧対照表

新						旧					
(P.156)						(P.156)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
10	丸う田代		浜町	無	民間	10	丸う田代		浜町	無	民間
11	旧鈴鹿本町店		本町	無	民間	11	旧鈴鹿本町店		本町	無	民間
12	江嶋		栄町 2-13-7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：9	民間	12	江嶋		栄町 2-13-7	歴史的風致形成建造物 (平成30年3月15日指定) 指定番号：9	民間
13	欄干橋ちん里う		本町	無	民間	13	欄干橋ちん里う		本町	無	民間
14	広瀬畳店		板橋	無	民間	14	広瀬畳店		板橋	無	民間
15	旧下田豆腐店		板橋	無	民間	15	下田豆腐店		板橋	無	民間

■新旧対照表

新						旧					
(P.158)						(P.158)					
	建造物名	写真	所在地	指定等	所有者		建造物名	写真	所在地	指定等	所有者
19	旧松本剛吉別邸	 <p>主屋</p>  <p>茶室</p>  <p>庭園</p>	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 〔平成29年3月15日指定〕 指定番号：5	小田原市	19	岡田家住宅	 <p>主屋</p>  <p>茶室</p>  <p>庭園</p>	南町 2-1-27	歴史的風致形成建造物 〔平成29年3月15日指定〕 指定番号：5	民間
20	皆春荘	 <p>主屋</p>  <p>門</p>  <p>庭園</p>	板橋 852	歴史的風致形成建造物 〔平成29年3月15日指定〕 指定番号：6	小田原市	20	皆春荘	 <p>主屋</p>  <p>門</p>  <p>庭園</p>	板橋 852	歴史的風致形成建造物 〔平成29年3月15日指定〕 指定番号：6	民間
21	えじまや (旧江崎屋陶器店)		南町	歴史的風致形成建造物 〔平成31年3月15日指定〕 指定番号：10	民間	21	えじまや (旧江崎屋陶器店)		南町	歴史的風致形成建造物 〔平成31年3月15日指定〕 指定番号：10	民間

■新旧対照表

新					旧						
(P.159)					(P.159)						
22	小田原宿 なりわい交流館 (旧角吉)		本町	歴史的風致形成建造物 (令和2年2月6日指定) 指定番号：11	小田原市	22	小田原宿 なりわい交流館 (旧角吉)		本町	無	小田原市
23	nico cafe (青木家住宅)		栄町	歴史的風致形成建造物 (令和2年2月6日指定) 指定番号：12	民間	23	nico cafe (青木家住宅)		栄町	無	民間
											
歴史的風致形成建造物候補の位置図					歴史的風致形成建造物候補の位置図						

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.164)</p> <p>○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項</p> <p style="text-align: right;">(令和元年5月1日廃止済み)</p> <p>小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)</p> <p>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>4 リーダーは都市部まちづくり交通課歴史まちづくり担当課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) 文化部文化政策課</p> <p>(3) 文化部生涯学習課</p> <p>(4) 文化部文化財課</p> <p>(5) 文化部図書館</p> <p>(6) 経済部産業政策課</p> <p>(7) 経済部観光課</p> <p>(8) 経済部小田原城総合管理事務所</p> <p>(9) 都市部まちづくり交通課</p> <p>(10) 建設部道水路整備課</p> <p>(11) 建設部みどり公園課</p> <p>(12) 建設部建築課</p>	<p>(P.164)</p> <p>○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日)</p> <p>小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項 (設置)</p> <p>1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>4 リーダーは都市部まちづくり交通課歴史まちづくり担当課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。</p> <p>5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) 文化部文化政策課</p> <p>(3) 文化部生涯学習課</p> <p>(4) 文化部文化財課</p> <p>(5) 文化部図書館</p> <p>(6) 経済部産業政策課</p> <p>(7) 経済部観光課</p> <p>(8) 経済部小田原城総合管理事務所</p> <p>(9) 都市部まちづくり交通課</p> <p>(10) 建設部道水路整備課</p> <p>(11) 建設部みどり公園課</p> <p>(12) 建設部建築課</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.166)</p> <p>小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第1項の規定に基づき小田原市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)に関し、事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>(2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。</p> <p>(3) 次期計画の策定に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。</p> <p>2 リーダーは都市部まちづくり交通課長をもって充て、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部商業振興課の係長以上の職にある者のうちから市長が指名する。</p> <p>3 スタッフは、次に掲げる課等の職員のうちから市長が指名する。</p> <p>(1) 企画部企画政策課</p> <p>(2) 企画部広報広聴課</p> <p>(3) 文化部文化政策課</p> <p>(4) 文化部生涯学習課</p> <p>(5) 文化部文化財課</p> <p>(6) 文化部図書館</p> <p>(7) 経済部産業政策課</p> <p>(8) 経済部商業振興課</p> <p>(9) 経済部観光課</p> <p>(10) 経済部農政課</p> <p>(11) 経済部小田原城総合管理事務所</p> <p>(12) 都市部都市計画課</p> <p>(13) 都市部まちづくり交通課</p> <p>(14) 建設部道水路整備課</p> <p>(15) 建設部みどり公園課</p> <p>(16) 建設部建築課</p> <p>(17) 教育委員会教育総務課</p> <p>(18) 教育委員会教育指導課</p>	<p>新規追加</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.167)</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 推進会議の会議（次項において「会議」という。）は、リーダーが招集する。</p> <p>2 リーダーは、必要があると認められるときは、会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 推進会議の庶務は、都市部まちづくり交通課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年5月1日から施行する。</p>	<p>新規追加</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.170)</p> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者 (2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者 (3) 行政職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会に会長1人及び副会長2人以内を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。副会長が2人置かれている場合にあっては、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ</p>	<p>(P.168)</p> <p>○小田原市歴史まちづくり協議会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者 (2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者 (3) 行政職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P.171)</p> <p>による。</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第6条 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の事務は、都市部まちづくり交通課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成31年4月26日から施行する。</p>	<p>(P.169)</p> <p>(関係者の出席)</p> <p>第6条 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の事務は、都市部まちづくり交通課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>